平成２１年（フ）第３２号
栃木県足利市伊勢町４丁目17番地２
債務者　遠藤　和代
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１９３号
栃木県佐野市七軒町2182番地６　ジェラーニエ202号室、前住所栃木県栃木市国府町1200番地12
債務者　横田　　崇
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第８０５号
愛知県豊田市志賀町下番戸23番地１
債務者　森下　鉄也
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２２９号
静岡県富士宮市淀師84番地　グリーンハイツ稲葉Ａ－２、前住所静岡県富士宮市山宮1000番地の39
債務者　岡本　　睦
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午後１時10分
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第８２１８号
大阪府豊中市大島町２丁目４番21号
債務者　山本まり子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９４７号
大阪市西区本田２丁目13番３―505号
債務者　後藤　恵美（旧姓川口・木村）
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１９５号
釧路市新富士町３丁目４番５号
債務者　橋本　　忠
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１９６号
釧路市新富士町３丁目４番５号
債務者　橋本恵美子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第７３７号
岡山市南区藤田437番地の16、住民票上の住所岡山市南区藤田649番地11
債務者　西原　和彦
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８３９号
岡山市中区藤崎709番地11　ワンダフル操明201号
債務者　岡　誠太郎
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９６６号
横浜市瀬谷区三ツ境１番地８　マイキャッスル三ツ境ステーションプラザ303号
債務者　遠藤　　忍
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０７４号
横浜市神奈川区七島町56番地２　津端ハイツ201号
債務者　關　　裕司
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３３３号
横浜市保土ケ谷区神戸町51番地
債務者　関　アツ子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３８１号
神奈川県大和市上和田699番地３
債務者　檜山　鈴花
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３８６号
神奈川県海老名市上郷３丁目10番46号　第２ダイハンコーポ202号
債務者　久保寺竜也
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部